

令和8年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

令和8年5月8日

5月8日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第 1 議案第1号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
- 日程第 2 議案第2号 農地法第3条（委員会）
- 日程第 3 議案第3号 農地法第4条（知事）
- 日程第 4 議案第4号 農地法第5条（知事）
- 日程第 5 議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願
- 日程第 6 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見
- 日程第 7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見
- 日程第 8 報告第1号 農地法第18条（通知）
- 日程第 9 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
- 日程第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出
- 日程第11 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝 臣
5番	高	橋		透	6番	成	毛	和 弘
7番	芹	川		幹	8番	栗	山	雅 幸
9番	山	田	宏	一	10番	平	川	君 子
11番	高	松	多	可 史	12番	片	野	壽 夫
13番	飯	森		孝	14番	寺	島	美 幸
15番	海	老	澤	武	16番	菅	谷	樹 雄
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤 江
19番	伊	藤		寛				

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 越 川 泰 克

農地班長 佐々木 卓 也

副主幹 林 光 夫

管理班長 嶋 田 静 子

主 幹 角 田 利 信

開会 午後 3時00分

会 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたしますが、本日は出席全員ということで、総会は成立をしております。

◎開 会

議 長 ただいまから令和8年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、5番 高橋 透委員、13番 飯森 孝委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第11 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、概要を説明します。

ページは1ページから6ページになります。

本案件は、農業委員会法第37条に規定しております、農地等の利用の最適化の推進の状況やその他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとされていますことから、実施状況の公表内容について承認を求めるものでございます。

それでは、各項目ごとにご説明いたします。

1ページにつきましては、議案に記載のとおりで、農家・農地等の概要の数字は令和2年の農林業センサス等の統計数値でございます。

続きまして、2ページになります。

最適化活動の実施状況になりますが、各項目の実績値のみご説明させていただきます。

始めに、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積③実績でございます。

令和7年度の新規集積面積は472ヘクタールで、7年度末時点の集積面積の累計は4,059ヘクタールとなります。集積率は36.6%となっております。なお、今年度目標数値に対する達成状況は104.6%となっております。

農業委員会の点検結果としましては、目標を上回る結果となり、令和15年度目標の集積率63%達成も、令和8年度から毎年3.3%を超える農地集積面積増となれば達成となる見込みとなっております。

続きまして、（2）遊休農地の発生防止・解消でございますが、3ページの③実績になります。

令和7年度の緑区分の解消実績面積は、16.8ヘクタールとなっております。今年度目標数値に対する達成状況は、15.1%の達成値となっております。原因としましては、当初の目標数値を令和3年度遊休農地面積である553ヘクタールの5分の1の、111ヘクタールを解消目標としているためでございます。

なお、農業委員会の点検結果としましては、遊休農地の利用意向調査を実施した結果を申し上げますと、3,885筆の所有者が農地中間管理事業の利用を希望しております。

続きまして、新規参入の状況になります。4ページの最適化活動目標の③実績になります。

令和7年度は12経営体が新規参入しており、うち農地の所有権を取得した経営体は3経営体となっております。

最後に、6ページの事務の実施状況になります。

農地法第3条の処理となります。ご確認をお願いします。農地法第3条の処理件数は146件、うち許可も同数の146件でした。

続きまして、農地転用につきましては、処理件数が118件、うち許可相当も118件となっております。

説明につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条許可申請の各案件について概要を説明します。

ページは、7ページ、整理番号は1番から3番になります。

整理番号1番になります。譲受人が現在耕作の手伝いをしている当該農地を事業継承するため、賃貸借権の設定をするものです。

整理番号2番になります。譲渡人が高齢になり耕作できないため、売買により所有権の移転を受けるものでございます。

続きまして、整理番号3番になります。〇〇〇〇〇〇〇業を営んでいる譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権を移転するものでございます。

以上3件になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 去る4月27日月曜日午後3時30分より、市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は3件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、2番 林 勇委員。

2番林委員 整理番号1番について説明いたします。なお、小林推進委員さんには連絡済みであります。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、〇〇氏ほか1名の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該農地には既にこのハウスによる〇〇〇の栽培を、2年前から譲渡人の〇〇氏より、営農指導を受けながら耕作しております。申請地は、このことから権利設定後も農地の良好な維持管理及び〇〇〇の栽培が行われると思います。

したがって、賃借権の設定要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。よろしくをお願いします。

議 長 次に、整理番号2番について、6番 成毛和弘委員。

6番成毛委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、郡推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が、農業経営の規模拡大のため、自宅に近く利便性の良い農地を売買にて譲り受けた意向があり、相続して取得したが、遠方に居住していることから耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号3番について、17番 鶴沢幹司委員。

17番鶴沢委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇〇である当該譲受人が、〇〇〇〇〇〇〇〇における農業生産を行うため、当該譲受人が運営する施設から近く、利便性の良い農地を売買にて譲り受けたい意向があり、各譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地については、通年にわたり〇〇〇〇〇を栽培する計画であり、耕作に係る〇〇についても〇〇〇〇〇が複数名配属されており、また、農機具、作業場並びに倉庫についても、当該法人がそれぞれ近隣地にて所有しております。

取得要件については、〇〇〇〇〇〇が業務の運営に必要な施設の用に供するために農地の権利を取得する場合においては、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定による権利移動の不許可の例外として、〇〇〇〇〇〇が農地を取得することができます。

ついでには、農地の取得要件を満たしており、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思慮されることから、本件においては、農地法の特例による許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条許可申請の各案件について概要を説明します。

ページは8ページ、整理番号は1番になります。

整理番号1番は、事業の拡大を図るため、〇〇兼農業用資材庫を〇〇に隣接した申請地に増築するものでございます。

以上1件であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号1番について、木村推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇をずっと真っ直ぐ行って突き当たりまで行きて、〇方面に3キロほど行くと、右側に〇〇〇があります。それが見えたら、斜め左側に〇〇が建っているから見えると思います。

申請人は、市内で〇農業を営んでいる法人で、事業拡大のため、既存〇〇に隣接する申請地に新たに〇〇を建設する計画です。施設の半分は、〇〇〇に〇〇をやめて休ませている〇〇の〇〇として、残り半分は堆肥及び〇〇を保管する施設として利用します。

申請地では、整地のみで雨水は自然浸透とします。

また、隣接農地に土砂等の流出はないように土留めを施工します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

の設定になります。農地区分につきましては第1種農地となりますが、既存施設の拡張のため、不許可例外事由〇と判断しました。

続きまして、整理番号11番になります。転用目的は専用住宅及び農業用倉庫用地で、権利の内容は所有権の移転となります。農地区分につきましては第1種農地となりますが、不許可例外事由Ⅰの集落接続と判断しました。

以上11件となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は11件であります。書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供するとの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第4号、整理番号11番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号11番について、17番 鶴沢幹司委員。

17番鶴沢委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明します。

まず場所ではありますが、〇の〇〇〇〇〇〇沿いに〇〇の〇〇〇がございます。そこから〇〇〇〇〇〇方面に400メートルほど向かいまして、左折します。そこから約350メートルくらいの少し坂を下ったところがその場所になります。

譲受人は現在借家住まいですが、母と夫とともに〇〇を営んでおります。今後の子育てを考え、実家と〇〇に近い申請地に専用住宅を建築するものです。また、〇〇敷地内が手狭となっていることから、併せて〇〇〇〇及び農作業用車両置場として利用するものです。

申請地では、整地のみ行う予定です。

排水について、雨水は浸透枡による敷地内浸透とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地東側にある祖父の宅地内の既存排水溝に接続し、道路側溝に放流する計画です。

なお、申請地は〇〇〇〇土地改良区の受益地ですが、既に転用の同意を得ており、資金

計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号11番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号11番については原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の11番の案件を除く10件について審議をいたします。

始めに、整理番号1番、2番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 整理番号1番及び2番について、熱田推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。同一計画ですので、一括して説明します。

譲受人は〇〇市〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は、造成等を行わず、整地のみとし、排水は雨水のみで敷地内で自然浸透処理とします。

また、被害防除対策として、境界周囲にフェンスを設置します。なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、転用に関する同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番について、6番 成毛和弘委員。

1 6 番菅谷委員 整理番号10番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇交差点を〇方面に向かってすぐ右側になります。

譲受人は、〇〇市に〇〇のある〇〇・〇〇〇の〇〇、〇〇を営む法人ですが、既存事業所内に新たに〇〇〇〇〇〇を設置することで、従業員の駐車スペースが手狭になることから、隣接地である本申請地を従業員駐車場として設ける計画です。

申請地では盛土造成工事は行わず、整地し、砕石を敷設する予定です。

排水は、雨水のみで、敷地内自然浸透とします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号11番の案件を除く10件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について概要を説明します。

本案件につきましては、非農地証明となります。申請地を現地確認及び申請書類を審査した結果、農地法の許可を得ないまま30年間経過しており、また、農地法第51条第1項の

規定による処分を受けておりませんので、許可要件を満たしているものと考えます。

以上1件になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、案件は1件であります。書類等で審査した結果、農地法第2条第1項に定義される農地に該当しないとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、13番 飯森 孝委員。

13番飯森委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇から南へ約800メートルくらい行きますと、十字路があります。そこを右へ曲がって100メートルくらい行ったところの右側になります。

本件は、農地法の許可を得ずに隣接宅地所有者と協議の上、平成7年頃に宅地を拡張してしまったとのことではありますが、以来約30年にわたり宅地として利用されている事実を申請書類及び現地調査で確認しましたので、非農地とすることの証明願は妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は非農地と認め、進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見について概要を説明します。

案件につきましては、13ページの整理番号1番から44ページの整理番号979番になります。これらは全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は44ページの下段左下に記載のとおりとなっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第6号、整理番号1番から142番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第6号、整理番号1番から142番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号1番から142番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号、整理番号143番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第6号、整理番号143番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号143番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号、整理番号144番から148番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第6号、整理番号144番から148番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号144番から148番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号、整理番号149番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第6号、整理番号149番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号149番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号、整理番号150番から154番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第6号、整理番号150番から154番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号150番から154番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号、整理番号155番から163番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第6号、整理番号155番から163番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号155番から163番については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の163件の案件を除く、816件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の163件の案件を除く816件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の163件の案件を除く816件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

なお、農地所有者等の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題ないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所なのですが、○の○○○○○○の○○を○方面に向かいまして、突き当りまで行き、○方面に五、六百メートル行った左側にもうすぐ見えます。

事業計画者は、市内在住で○○○○○○を経営しております。業績好調による取扱い○数の増加に伴い、既存○○○○では対応が困難になってきたことから、隣接地に新たな○○○○の建設と車両置場用地を確保する計画です。

なお、申請地は○○○○土地改良区の受益地ですが、農振除外の同意を得ており、周辺農地への影響もなく、隣接農地所有者の同意も得ております。

事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合の転用計画として、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第7号についての意見は、問題なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号についての意見は、問題なしとすることに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は16件です。

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は12件になります。

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について、届出件数は1件になります。

◎日程第11 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は28件になります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人